

指定給水装置工事事業者の失効

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

令和8年4月23日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
指定第395号	住宅サービス	市原市玉前 155番地5	森田 泰輔	住宅サービス	市原市玉前 155番地5	令和8年3月18日